

令和5年12月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

郵便切手の返還について（事務連絡）

11月21日付け司法行政文書の開示の実施方法等申出書に添付されていた郵便切手のうち、未使用額（140円分）を、返還します。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）